

名古屋における防火建築帯造成事業の実績

Results of “Fire Street Construction Project” in Nagoya

柳 谷 勝

Masaru YANAGITANI

1. 防火建築帯造成事業とは

第2次世界大戦中のアメリカ軍の本土空襲によってわが国の主要都市の市街地は大きな被害を被った。

当時の市街地の大部分が木造建築物を主体とするものであったため、複数個所で同時に火災が発生すると、短時間のうちに延焼が拡大するという弱点を持っていた。

それゆえ、戦後の市街地の復興に当っては、都市の不燃化が重要な課題であるとされ、昭和22年（1947）の建築学会「都市不燃化委員会」の設置、昭和23年（1948）の学会・経済界・建設業界・官界による「都市不燃化同盟」の結成、昭和24年（1949）の「不燃化促進議員連盟」の発足などを経て、都市不燃化運動が展開された。この中で都市の建築物の不燃化を促進するためには、不燃建築物に対する国庫補助と建設資金融資が必要であるとして、国会ではそのための法制度の検討が始められた¹⁾。

ドッジラインによる緊縮財政方針の下での紆余曲折はあったものの、昭和27年（1952）5月、「耐火建築促進法」が公布された。

耐火建築促進法の都市防火対策上のねらいは、都市の主要な街路沿いに「耐火建築物」

を連続的に立地させることによって「防火建築帯」を造成し、市街地で火災が発生した場合、この防火建築帯で延焼拡大を食い止めようとするものである²⁾。そのため、都市計画で主要な街路沿いに指定される防火地域（路線防火地域）の全部または一部について防火建築帯を指定し、防火建築帯内での耐火建築物の建築促進策を講じることとした。

防火地域内に建築される建築物は、建築基準法の規定によって一定の耐火性能を備えることが必要である³⁾。しかしこの規制は既存の建築物には適用されないため、自然に建て替えが進むのを待つだけでは防火地域内に耐火建築物が建ち並ぶまでにきわめて長い年月を要する。

路線防火地域内に耐火建築物の立地を促進させるため、耐火建築促進法では、都市計画で指定された路線防火地域に建設大臣が防火建築帯を指定し、防火建築帯内で耐火建築物を建築する建築主に対して、建築費の一部を公費で補助することとした。対象となる建築物は、防火建築帯として火災の延焼防止効果が期待できる地上3階以上もしくは高さ11m以上の耐火建築物で、地下1階から地上4階までの部分が補助の対象となった⁴⁾。補助金

の額は、耐火建築物と木造建築物との単位面積当たりの標準建設費の差額の4分の1に相当する額に、その耐火建築物の補助の対象となる部分の床面積の合計を乗じた額以内とされた。補助は国と地方公共団体が共同で行い、それぞれ補助金総額の2分の1ずつを負担した⁵⁾。

耐火建築促進法による防火建築帯造成事業は、昭和27年(1952)度から昭和35年(1960)度まで9年間にわたって実施されたが、昭和36年(1961)6月、「防災建築街区造成法」⁶⁾の公布と同時に耐火建築促進法が廃止されたことによって終了した。この間、全国の91都市で総延長約640kmの防火建築帯が指定され、耐火建築物の建築に対する補助事業が行われた⁷⁾。

2. 本稿の目的

名古屋市における防火建築帯造成事業についてはこれまで公開資料が少なく、十分実情が明らかになっていない。

第1に、名古屋市における防火建築帯造成事業は昭和27年(1952)～35年(1960)度の9年間にわたって行われたが、前半の昭和27～32年度についてのみ防火建築帯内の耐火建築物の建設状況の概要が公開されている⁸⁾のみで、後半の昭和33～35年度の建設状況については全く実績が公開されていなかった。

第2に、公開されている昭和27～32年度の建設状況についても、年度ごとの集計表が公開されているのみで、補助を受けて建設された耐火建築物の個別の内容は不明であった。

ところが、現在名古屋市が編纂作業を進めている「新修名古屋市史資料編・現代」のための資料調査の段階で、次の二つの行政資料が新たに発掘され⁹⁾、名古屋市市政資料館に移管され、公開されることになった。

(資料1)「国庫補助による防火建築帯内耐火建築物建設状況一覧表 名古屋市」

これは、防災建築街区造成事業に関する公文書綴に挟み込まれる形で見つかったもので、1962年ごろ名古屋市建築局指導課によって作成されたものと考えられる。書類の形式は手書きの文書のブループリントで、内容的には名古屋市で防火建築帯造成事業が行われた全期間における年度別の実績の概要が一覧表の形で記されている。

(資料2)「防火建築帯造成国庫補助金交付申請決裁綴(昭和31～35年度分)」

防火建築帯造成事業が行われた9年間のうち後半の5年間に限られてはいるが、国庫補助を受けて耐火建築物を建設しようとする建築主からの補助金交付申請書が1件ずつ綴じられている。したがって実際に補助を受けて建設された個々の建築物がどのようなものであったかを知ることの出来る貴重な資料である。ただし残念ながら昭和27～32年度分の同様の行政資料は見つからない。

本稿では、上記2件の新資料の分析を中心として、これまで十分明らかになっていなかった名古屋市における防火建築帯造成事業の実績とその特徴について出来るだけ明らかにする。

3. 名古屋市における防火建築帯造成事業の実施経過

名古屋市における防火建築帯造成事業の実施経過の概略は次の通りである。

昭和26年 4月	都市計画路線防火地域指定
昭和27年 5月	耐火建築促進法公布(国)
12月	名古屋市耐火建築促進条例公布

- 名古屋市耐火建築促進条例施行細則公布
路線防火地域に第1次防火建築帯指定（広小路線，大津町線，御幸本町線，岩井通線）
- 昭和28年9月 都市計画路線防火地域の追加指定
- 10月 追加指定された路線防火地域に防火建築帯追加指定（広小路線延長，大津町線延長，桜通線，広井町線）
- 昭和33年10月 都市計画路線防火地域の大幅な追加指定
- 12月 追加指定された路線防火地域の一部に防火建築帯追加指定（仁王門通，長者町通）
- 昭和36年6月 耐火建築促進法廃止（国）

（防火地域指定と防火建築帯指定）

戦後最初の名古屋市における防火地域は、昭和26年（1951）4月，広小路線，大津町線，御幸本町線，岩井通線の4路線について指定された。翌昭和27年（1952）に耐火建築促進法が公布されると，同年12月には上記4路線の路線防火地域に防火建築帯が指定された（第1次指定，延長約16.2km）。

昭和28年（1953）には，市街地の防火・不燃化対策をより積極的に進めるため，新たに桜通線，名古屋駅前広井町線に防火地域を指定するとともに，既指定の広小路線，大津町線については指定区間を延長した。その上で追加指定した路線と区間について防火建築帯が指定されている。（第2次指定，追加延長約10.1km）。

その後昭和33年（1958）には，100m道路を始め，中心部の幅員25，30，50mの主要街路の沿線について路線防火地域が指定された。路線防火地域の指定路線はこの時一気に

拡大したが，防火建築帯についてはその一部である仁王門通，長者町通のみが追加指定された（第3次指定，追加延長約2.9km）。

このようにして名古屋市における防火建築帯の指定は，最終的に8路線総延長約29.2kmとなった¹⁰⁾。（図1）

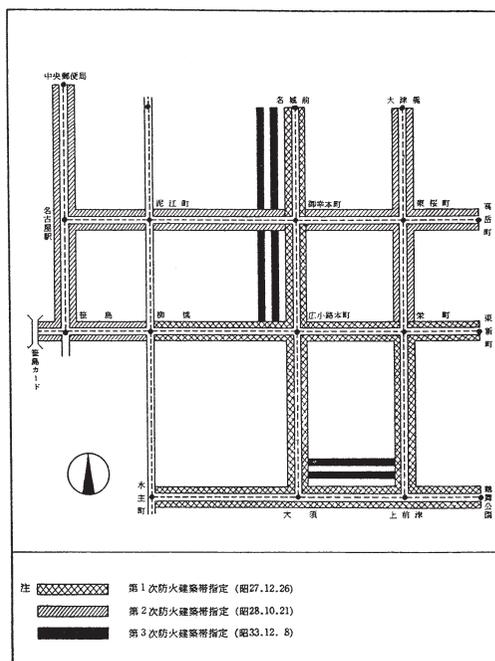


図1 防火建築帯指定区域図

（補助事業実施体制の整備）

名古屋市では，防火建築帯の第1次指定の直前に当る昭和27年（1952）12月「名古屋市耐火建築促進条例」（以下「条例」と略称する。）および「名古屋市耐火建築促進条例施行細則」（以下「細則」と略称する。）を制定・公布し，防火建築帯内において耐火建築物を建築しようとする建築主からの補助金交付申請を受け付ける体制を整えた。

条例には「耐火建築促進審議会」（委員9人以内）の規定¹¹⁾があり，市長がおこなう補助金交付の優先順位の決定，補助金の交付

の取り消し、停止、公布した補助金の返還命令の際、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないとされていた。不適切な申請に対して公正な対処をする必要があることと、限られた予算の中で公正かつ効果的な補助行政をおこなう必要があることから設けられた規定である。

細則には市長に対する補助金交付申請の具体的方法が示されており、申請書に「補助金交付申請書内訳明細」と申請にかかる耐火建築物の設計図書を添付して申し込むこととなっている¹²⁾。(今回名古屋市市政資料館において公開された本稿に係る新資料のひとつ(資料2)は、この細則に基づいて昭和31～35年度に申請された全60件の耐火建築物に関する申請書である。)

4. 昭和27～35年度の実績の概要

(9年間全体の実績)

名古屋市で防火建築帯造成事業が行われた昭和27年度から35年度までの実績の概要は先に述べた(資料1)「国庫補助による防火建築帯内耐火建築物建設状況一覧表 名古屋市」(表1)に示されている。

これによれば9年間で135件の耐火建築物が国庫補助を受けて建設され、その補助総額(国・県・市合計)は約9,200万円(1件当り

平均約68万円)であった。建設された耐火建築物の延面積の合計は約10万5千㎡(1件当り平均約780㎡)、補助対象となった部分の床面積の合計は約2万8千㎡(1件当り平均約205㎡)であった。補助対象となった部分の床面積が延面積に占める割合の平均は約26%である。

防火建築帯としての効果に関係の深い造成間口延長は、敷地間口で約1,580m(1件平均約11.7m)、建物間口で約1,390m(1件平均約10.3m)となっている。これは防火建築帯指定総延長29,233.64mの敷地間口で約5.4%、建物間口で約4.8%に相当する。

これをまとめると、135件の耐火建築物の1件当りの平均的な姿は、延面積800㎡弱の建築物で、4分の1程度の床面積について70万円弱の補助を受け、間口10m程度の防火建築帯の造成を分担したということになる。

指定された防火建築帯の延長に比べ、実際に造成された建物の間口延長は5%程度に止まっており、局地的にはかなり連続して耐火建築物が建ち並んだ部分があったとしても、全体としては防火建築帯本来の目的にははるかに届かない結果であったといわざるを得ない。全国の防火建築帯造成事業の概要(表2)¹³⁾によれば、全国でも、防火建築帯指定延長約640kmに対して造成間口延長は約

表1 国庫補助による防火建築帯内耐火建築物建設状況一覧表 名古屋市

種別	年度										合計
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度		
補助件数	20	24	12	19	8	9	4	22	17	135	
補助金額(円)	29,825,276	16,970,400	10,585,600	6,190,000	2,818,800	2,892,800	1,142,400	11,772,800	9,923,200	92,121,276	
内訳	国庫補助金	14,912,638	8,485,200	5,292,800	3,095,000	1,409,400	1,446,400	571,200	5,886,400	4,961,600	46,060,638
	県費補助金	7,456,319	4,242,600	2,646,400	1,547,500	704,700	723,200	285,600	2,943,200	2,480,800	23,030,319
	市費補助金	7,456,319	4,242,600	2,646,400	1,547,500	704,700	723,200	285,600	2,943,200	2,480,800	23,030,319
補助対象面積㎡	7,953.42	5,126.29	3,529.00	2,064.00	940.00	877.00	357.00	3,679.00	3,101.00	27,627.17	
造成間口延長m	敷地	354.35	208.72	160.60	155.89	86.58	108.21	39.59	259.48	208.75	1,582.17
	建物	261.58	182.21	139.32	147.35	74.80	102.11	37.97	246.46	203.03	1,394.83
延面積㎡	46,560.17	8,742.71	5,908.58	6,258.29	2,343.11	4,121.86	1,547.29	16,376.38	13,380.49	105,238.88	
戸数	20	32	26	30	12	10	4	35	36	205	

38.88kmで、その割合は約6.1%に止まっており、名古屋の実績が特に低かったというわけではない。

表2 防火建築帯造成事業実績の概要（全国）

年度	国庫補助 予算額（千円）	補助対象 床面積（㎡）	防火建築帯造成 間口延長（km）
27年度	200,000	108,637	4.88
28年度	200,000	121,073	6.04
29年度	90,000	60,295	3.40
30年度	62,000	41,661	3.10
31年度	58,000	36,350	2.86
32年度	150,000	83,898	6.10
33年度	100,000	62,500	4.63
34年度	99,920	62,450	4.17
35年度	113,932	69,134	3.70
合計	1,073,852	645,998	38.88

（経年的推移）

図2-1から2-5は、表1をもとに作成したグラフである。

年度別補助件数（図2-1）は年度による変動が大きいですが、事業初期の昭和27、28年度の件数が多く、その後増減しながらもほぼ減少する傾向を見せ、昭和33年度を底として事業後期の昭和34、35年度に再び回復を示している。

年度別補助金額（図2-2）、年度別補助対象面積（図2-3）、年度別敷地間口総延長（図2-4）、年度別建物延面積合計（図2-5）はいずれも、初年度である昭和27年度の値が最も大きく、以後昭和33年度までほぼ一貫して減少を続け、最後の昭和34、35年度にやや持ち直すというパターンを示している。

名古屋市との比較のため、表2、図3-1、図3-2に全国における昭和27年度から35年度までの事業実績の推移を示す¹⁴⁾。これによれば、全国では、年度別国庫補助予算額（図3-1）、年度別造成間口延長（図3-

2）とも、事業初期の昭和27、28年度の値が高く、以後減少し、昭和31年度を底として、昭和32年度以降再び回復するパターンを示している。

名古屋市と全国とを比較すると、事業初期の2年間の実績が大きいことは共通しているが、事業実績の底が名古屋市では昭和33年度、全国では昭和31年度と異なっている。このことより、昭和33年度に名古屋市の事業実績が最低となっている理由は、少なくとも国の予算額の低下の影響を受けたというものではないことが伺える。

前記したとおり、名古屋市の防火建築帯指定は、昭和27年12月、昭和28年10月、昭和33年12月と3次にわたって行われた。昭和28年の第2次指定以降5年間、新たな指定が行われていないので、この間事業実績が徐々に低下の傾向をたどり、最後の指定が行われた昭和33年12月以降の34年度と35年度に再び実績が回復したのではないかと推測される。

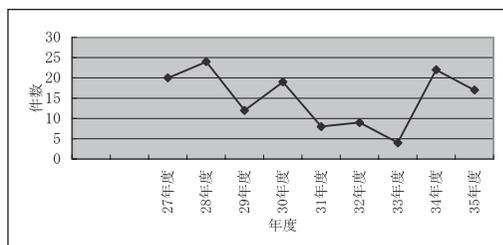


図2-1 年度別補助件数

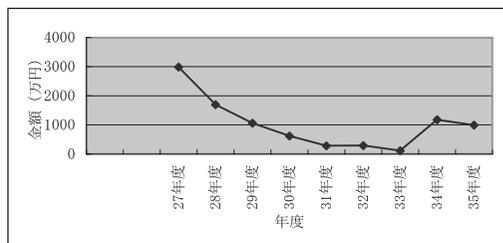


図2-2 年度別補助金額

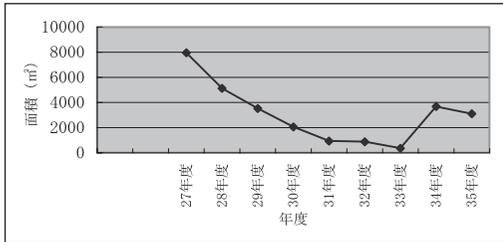


図2-3 年度別補助対象面積

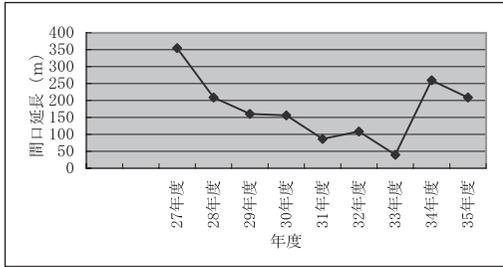


図2-4 年度別敷地間口総延長

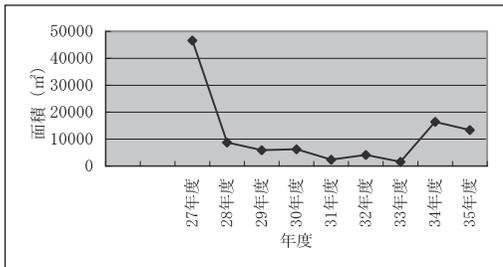


図2-5 年度別建物延面積合計

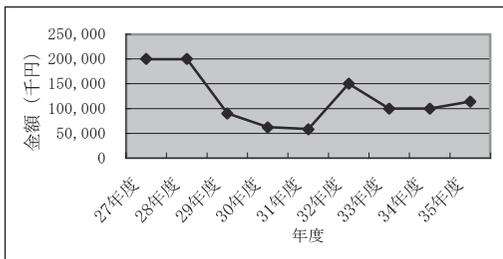


図3-1 年度別国庫補助予算額 (全国)

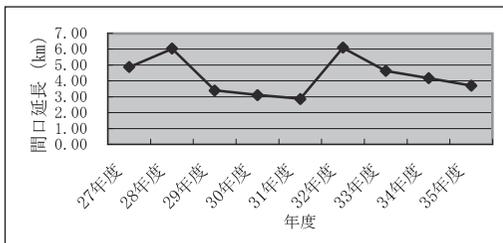


図3-2 年度別造成間口総延長 (全国)

5. 昭和31～35年度の国庫補助交付申請書の分析

1) 使用データの性格と若干の問題点

筆者は、前記した(資料2)「防火建築帯造成国庫補助金交付申請決裁綴(昭和31～35年度分)」から個々の申請書に記載された主要事項を抜き書きし「防火建築帯内補助対象耐火建築物一覧(昭和31～35年度全60件)」(表3)を作成した。

原典には申請者名が記載されているが、表3では申請の発生順に通し番号で物件番号を記してある。原典綴りには一旦申請した後に申請を取り下げたものも綴られているが、それらは一覧表から除いている。したがってここに記されている60件は全て実際に補助を受けて防火建築帯内に建設されたものである。

ここには昭和30年度以前の申請書のデータは存在しない。データが存在する昭和31年度から35年度までの5年間の個々の申請データから年度別の集計を行い、前記した(資料1)「国庫補助による防火建築帯内耐火建築物建設状況一覧表 名古屋市」(表1)に記載された昭和31年度から35年度までの5年間の数値と照合した。

その結果、表の8箇所为数値が一致しないことが判明した。その中で最大の不一致は、昭和31年度の延面積の合計で、(資料2)から筆者が集計した数値が(資料1)の数値より約4%大きい。その他の箇所での数値の不一致はいずれも0.15%以下できわめてわずかなものであった。

このような数値の不一致が生じた原因ははっきりしないが、どちらかの表の作成時に個票からの数値の転記ミスが生じたものか、申請時の数値と建物完成時の数値の違いによるものか、のどちらかであると考えられる。いずれにせよ、分析結果に見過ごせない影響を及ぼすほどの不一致ではないと判断される

ので、筆者が作成した「防火建築帯内補助（件）」（表3）の数値を基にして以下の分析を対象耐火建築物一覧（昭和31～35年度全60件）を行うことにする。

表3 防火建築帯内補助対象耐火建築物一覧（昭和31～35年度全60件）

物件番号	年度	市補助金 (円)	補助対象 床面積 (㎡)	敷地間口 延長 (m)	建物間口 延長 (m)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	階数	住宅戸数	立地路線
1	31	74,200	99	4.54	4.33	111.36	214.02	3	1	御幸本町線
2	31	211,500	282	17.20	16.36	151.90	458.97	3	1	大津町線
3	31	141,700	189	11.99	11.65	104.32	289.22	3	1	桜通線
4	31	63,700	85	12.24	7.12	118.55	358.27	3B	1	広小路線
5	31	66,700	89	9.70	9.40	103.40	295.36	3	4	岩井通線
6	31	32,200	43	12.63	12.30	55.35	129.38	3	1	御幸本町線
7	31	42,700	57	10.18	5.45	32.46	139.01	4B	1	御幸本町線
8	31	72,000	96	8.00	7.60	123.88	457.18	4	4	大津町線
9	32	43,700	53	8.23	8.08	66.39	203.46	3	2	広小路線
10	32	139,400	170	11.12	10.90	118.98	368.50	3	0	御幸本町線
11	32	37,100	45	9.24	7.87	60.58	234.93	3B	1	御幸本町線
12	32	39,600	48	6.36	6.06	183.59	504.27	3B	1	御幸本町線
13	32	146,800	178	18.18	17.51	198.83	787.80	4	1	御幸本町線
14	32	35,400	43	6.54	5.30	62.54	172.38	3	1	岩井通線
15	32	42,900	52	8.08	7.42	78.72	248.07	3	1	岩井通線
16	32	113,800	138	16.36	16.10	93.18	295.50	3	0	桜通線
17	32	124,500	151	24.10	22.87	278.00	1,476.31	5B	0	大津町線
18	33	128,800	161	17.30	16.53	182.85	540.85	3	0	岩井通線
19	33	36,800	46	5.00	4.72	52.20	148.37	3	0	御幸本町線
20	33	28,000	35	5.66	5.45	36.30	150.32	4	0	広小路線
21	33	92,000	115	11.63	11.27	190.82	707.76	3B	0	桜通線
22	34	62,400	78	5.67	5.00	59.15	211.70	3B	1	御幸本町線
23	34	68,800	86	6.18	5.91	108.84	266.63	3	1	御幸本町線
24	34	57,600	72	5.14	4.64	117.14	332.75	3	1	御幸本町線
25	34	78,400	98	6.54	6.20	118.61	498.05	4	1	御幸本町線
26	34	317,600	397	27.58	27.28	171.43	1,127.38	4	7	仁王門通
27	34	192,800	241	16.29	15.91	161.03	642.02	4	6	仁王門通
28	34	87,200	109	12.01	11.60	75.10	305.36	4	2	仁王門通
29	34	115,200	144	9.73	9.09	197.20	766.83	4	15	仁王門通
30	34	170,400	213	14.73	14.39	133.53	544.01	4	4	仁王門通
31	34	120,000	150	9.64	9.39	108.71	449.64	4	6	仁王門通
32	34	43,200	54	6.53	6.21	37.35	152.86	4	2	仁王門通
33	34	160,800	201	12.78	12.42	440.28	1,866.39	4B	0	長者町通
34	34	62,400	78	5.99	5.51	52.64	222.24	4	1	長者町通
35	34	240,800	301	19.61	19.11	473.67	2,002.78	5	5	長者町通
36	34	160,000	200	13.27	13.08	409.77	1,692.75	4B	0	長者町通
37	34	163,200	204	13.45	13.18	231.36	1,064.12	4B	0	長者町通
38	34	203,200	254	17.03	16.82	187.12	919.17	4B	1	長者町通
39	34	69,600	87	5.62	5.42	166.28	815.28	5B	1	長者町通
40	34	68,000	85	10.72	5.45	99.08	393.62	4	1	長者町通
41	34	69,600	87	5.63	5.42	68.98	349.09	5	1	長者町通
42	34	284,000	355	22.60	22.30	273.87	1,210.94	4B	3	長者町通
43	34	148,000	185	12.72	12.13	153.34	538.24	4B	1	御幸本町線
44	35	170,400	213	13.85	13.46	187.98	707.99	4	2	長者町通
45	35	129,600	162	10.55	10.25	244.16	967.89	4B	3	長者町通
46	35	136,800	171	10.90	10.66	155.30	511.78	4	2	長者町通
47	35	190,400	238	15.36	15.01	370.93	1,701.74	5	2	御幸本町線
48	35	158,400	198	12.73	12.39	212.73	781.81	4	1	御幸本町線
49	35	165,600	207	13.64	13.22	265.05	869.46	4B	2	御幸本町線
50	35	691,200	864	55.01	54.68	763.06	2,471.72	4	7	御幸本町線
51	35	64,800	81	5.45	5.12	93.18	381.78	4B	1	御幸本町線
52	35	112,800	141	10.91	10.55	174.12	883.27	5B	1	御幸本町線
53	35	82,400	103	7.27	6.85	197.18	1,082.80	5B	1	長者町通
54	35	71,200	89	5.45	4.85	65.08	202.54	3	1	御幸本町線
55	35	73,600	92	6.91	6.60	127.80	509.71	4B	1	長者町通
56	35	108,000	135	8.85	8.45	129.29	525.26	4	1	長者町通
57	35	102,400	128	8.18	8.00	141.52	585.68	4	1	長者町通
58	35	84,800	106	10.49	10.25	97.68	488.60	4B	6	仁王門通
59	35	68,800	86	8.18	7.90	194.28	587.21	3	1	御幸本町線
60	35	69,600	87	5.09	4.80	29.64	121.32	4	1	長者町通
合計		7,137,500	8,955	702.56	663.79	9,697.66	37,932.34		115	
平均		118,958	149.25	11.71	11.06	161.63	632.21		1.92	

（出典）名古屋市建築局指導課「防火建築帯造成国庫補助級（昭和31～35年度）」

2) 補助対象建築物の概要 (表3)

表3には昭和31～35年度の後期5年間に補助を受けて建設された全60件の耐火建築物について、個別に年度、市補助金(全補助金額の1/4)、補助対象床面積、敷地間口延長、建物間口延長、建築面積、延面積、階数、住宅戸数(建物に併設されたもの)、立地路線を掲げた。また、これをもとに図4-1～図4-4を作成した。

全60件のうち延面積が最大のものは2,471.72㎡(物件番号50)、最小のものは121.32㎡(物件番号60)である。敷地間口延長が最大のものは55.01m(物件番号50)、最小のものは5.00m(物件番号19)である。建物の階数は5階が最高で、3階、4階のものが多。建物が補助対象となりうる3階以上の階数を確保しているのは当然であるが、建物全体の規模や敷地間口の長さはまちまちであり、全体としては耐火建築物といえども比較的小規模なものが多かったことが分かる。

この表に掲げる物件は昭和31年度以降のものであるため、昭和28年度までの早い時期に防火建築帯に指定された路線に立地するものが少ない。また、昭和33年12月に防火建築帯に指定された仁王門通、長者町通に立地する物件が、昭和34、35年度の物件の大部分を占めている。

以下物件の分布グラフをもとに個別の項目について詳しく見ることにする。

3) 建物延面積の分布 (図4-1)

建物延面積の最大値は2,471.72㎡、最小値は121.32㎡、平均値は632.21㎡である。建物延面積は比較的広い範囲に分布しているが、最も多いのは200㎡以上600㎡未満の規模のもので32件と過半数を占めている。200㎡未満の小規模なものは7件あり、1000㎡以上の比較的大規模なものは10件ある。1000㎡以上の

10件のうち6件が長者町通に立地している。

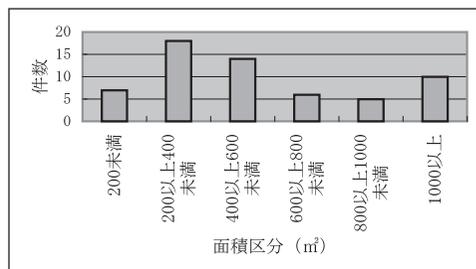


図4-1 建物延面積の分布

4) 補助対象床面積の分布 (図4-2)

補助対象となる部分は、建物の地下1階から地上4階までの部分である。補助対象床面積の最大値は864㎡、最小値は35㎡、平均値は149.25㎡である。100㎡未満のものが27件と最も多く、ついで100㎡以上200㎡未満のものが19件と続く。補助対象床面積の規模が大きいものほど件数が少ないというはっきりした傾向が見られる。

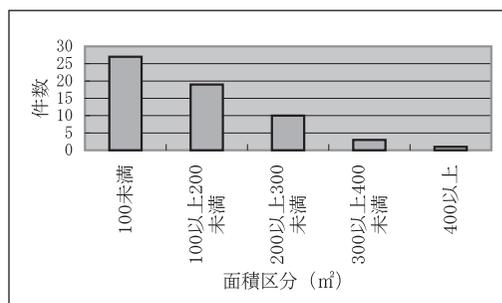


図4-2 補助対象床面積の分布

5) 補助金の額の分布 (図4-3)

図4-3のグラフは交付された補助金の額の分布を表している。補助金は国が1/2、地方公共団体が1/2を分担するが、名古屋市内の物件では地方公共団体の負担分を愛知県と名古屋市が折半しているため、名古屋市が負担した補助金は建築主が受け取る補助金額全体の1/4である。

補助金の額の最大値は2,764,800円、最小値

は112,000円、平均値は475,832円である。20万円以上40万円未満のものが最も多く、次に40万円以上60万円未満のものが多い。20万円未満の小額のものが10件、100万円以上の比較的多額のものが3件である。

この程度の補助金が耐火建築物の建設促進にどの程度有効であったかを判断することは簡単ではないが、当時の物価水準が現在の1/6～1/5程度であった¹⁵⁾ことが判断の目安のひとつになると思われる。

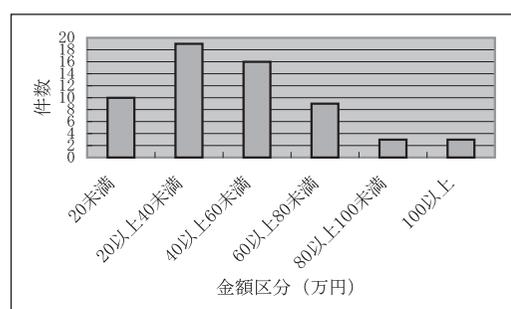


図4-3 補助金の額の分布

6) 敷地間口延長の分布 (図4-4)

敷地間口延長の最大値は55.01m、最小値は4.54m、平均値は11.71mである。間口延長10m未満のものが28件と最も多く全体の半数近くを占める。次に多いのが10m以上15m未満のもので20件と全体の1/3を占める。以下間口が大きくなるにつれ物件数は急激に減少する。

名古屋市の中心部における街区の一辺の長さは100m前後であることを考慮すると、最

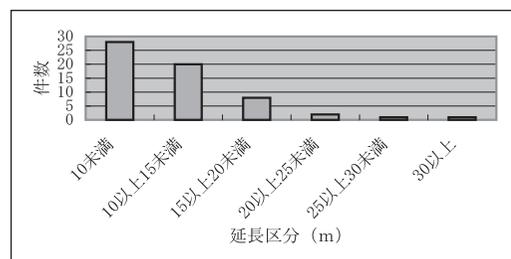


図4-4 敷地間口延長の分布

大の物件では立地する街区の長さの約半分、最小の物件では1/20程度、平均では1/10程度の部分に、防火に役立つ建築物を建設したということになる。

7) 路線別耐火建築物建設状況 (表4, 図5, 図6)

前記したとおり、防火建築帯に指定された路線は8路線、指定延長29,233.64mである。防火建築帯造成事業が開始されて2年目の昭和28年度までに第1次、第2次合計6路線、指定延長26,346.60mが指定され、しばらく間隔を置いて昭和33年度に第3次の2路線、指定延長2,887.04mが指定された。

ここで分析の対象として取り上げることが出来る物件は昭和31～35年度のもの(60件)に限られており、それ以前の昭和27～30年度の物件(75件)の立地場所は不明である。一般に早い時期に指定された路線には早い時期に建設された物件が多く立地する可能性が高いので、昭和31～35年度の物件に限ると、早い時期に指定された路線への立地件数が少なく現われているものと思われる。

このような資料の限界に起因する見かけ上の立地の偏りがありうることを踏まえた上で以下の分析を行う。

表4は路線別耐火建築物建設状況(昭和31～35年度)の概要を示すものである。建物の立地件数は御幸本町線が21件と最も多く、次に長者町通の18件、仁王門通の8件が続いている。

建物延面積合計では長者町通(15,548.81㎡)が最も多く、次に御幸本町線(12,253.18㎡)が続く、この2路線で全体(37,932.34㎡)の7割強を占めている。

街並みの防火性能に直接関わりのある路線別間口延長(表4, 図5)は、御幸本町線が240.23mと最も長く、次いで長者町通の

198.30m、仁王門通の107.00mと続く。各路線の耐火建築物による実質的な間口充足率として、敷地間口延長合計が防火建築帯指定延長に占める割合を計算すると、仁王門通(12.9%)の充足率が最も高く、次いで長者町通(9.6%)、御幸本町線(5.4%)と続く。

このうち御幸本町線は昭和27年度に全線が防火建築帯に指定されているので、ここで扱っている昭和31年度以降の数値には表れない物件が既にかなり立地していた可能性はある。

図6は、昭和31～35年度の補助対象耐火建築物60件の具体的な立地場所(申請建築物の住所)を略地図の上に丸印でプロットしたものである。ひとつの丸印が示す建物の規模は大小様々であるが、路線別の立地密度が概観できる。これによれば、広小路線以南の御幸本町線、桜通線と広小路線に挟まれた区間の長者町通での立地密度が高く、仁王門通での立地も比較的多いことがはっきりと分かる。

表4 路線別耐火建築物建設状況 (S31～35年度)

路線名	防火建築帯指定延長(m) A	建物件数	建物延面積合計(m ²)	敷地間口延長合計(m) B	間口充足率 B/A×100 (%)
広小路線	5,620.00	3	712.05	26.13	0.5
大津町線	4,638.00	3	2,392.46	49.30	1.1
御幸本町線	4,487.00	21	12,253.18	240.23	5.4
岩井通線	4,618.60	4	1,256.66	41.62	0.9
桜通線	5,542.40	3	1,292.48	39.98	0.7
広井町線	1,440.00	0	0.00	0.00	0.0
仁王門通	832.00	8	4,476.70	107.00	12.9
長者町通	2,055.04	18	15,548.81	198.30	9.6
合計	29,233.64	60	37,932.34	702.56	2.4

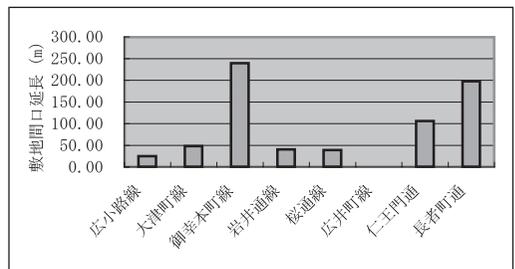
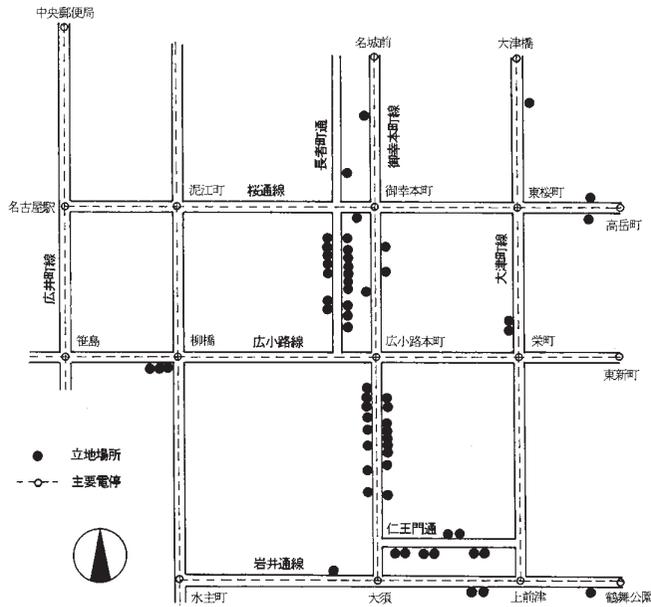


図5 路線別間口延長 (m)



*名古屋市長官舎建設課「防火建築帯造成国庫補助金交付申請記録簿(昭和21～35年度)」より作成

図6 防火建築帯内耐火建築物立地状況(昭和31～35年)

これらの場所はいずれも中小規模の卸売り店舗、小売店舗が数多く立地している場所である。

6. まとめ

これまで名古屋市では、防火建築帯造成事業によってどのように耐火建築物が建設されたのかが十分明らかになっていなかった。本稿では最近発見され、公開されることになった二つの新資料を用いて、名古屋市における防火建築帯造成事業の実績についてかなり詳しく分析することが出来た。以下に分析結果の主要な内容について簡単にまとめておく。

- 名古屋市では 8 路線総延長約 29.2km について防火建築帯が指定され、防火建築帯造成事業が行われたこと自体は以前からよく知られていた。今回、実際に補助を受けて建設された耐火建築物 135 件が造成した間口は、敷地間口で約 1,580 m（指定延長の約 5.4%）、建物間口で約 1,390m（指定延長の約 4.8%）であることが明らかになった。これは全国平均の間口造成充足率約 6.1% をやや下回る実績であった。
- 補助物件 135 件の耐火建築物の 1 件当りの平均像は、延面積が 800㎡ 弱の建築物で、全体の 4 分の 1 程度の床面積について 70 万円弱の補助を受け、間口 10m 程度の防火建築帯造成を分担するものであった。
- 昭和 31 ～ 35 年度の補助物件 60 件については 1 件ごとの建築概要を全件リスト（表 3）にまとめ、これをもとに以下のような建設実績の特徴を分析することが出来た。
- 建物延面積の分布では、最大のものでも約 2,500㎡、最小のものは約 120㎡ で、200㎡ 以上 600㎡ 未満のものが約 53% を占

めている。

- 国・県・市を合わせた補助金の額の分布では、20 万円以上 60 万円未満のものが約 58% を占めている。
- 造成敷地間口延長の分布では、最大のものが約 55m、最小のものが約 5 m と差が大きい。15m 未満のものが 80% と圧倒的に多く、10m 未満のものに限っても約 47% を占めている。
- 路線別の建設状況では、御幸本町線に立地するものが 35%、長者町通に立地するものが 30% と全体の 65 パーセントを占めている。防火建築帯の指定延長に対する間口の充足率が高いのは仁王門通（12.9%）で、長者町通（9.6%）がこれに続いている。

注

- 1) 建設省住宅局宅地開発課編『防災建築街区造成法の解説』全国加除法令出版、1962年、pp44～46
- 2) 耐火建築促進法第 1 条、第 2 条
- 3) 建築基準法第 61 条
- 4) 耐火建築促進法第 6 条
- 5) 耐火建築促進法第 7 条
- 6) 耐火建築促進法が防火建築帯に沿って带状に耐火建築物を立地させることをめざしたのに対して、防災建築街区造成法は耐火建築物による街区単位の再開発をめざすものであった。
- 7) 前掲 1) に同じ、p48
- 8) 名古屋市建築局『建築のあゆみ 1945-58』1959年、p80
- 9) 『新修名古屋市史・資料編』調査員を委嘱された筆者らが、名古屋市住宅都市局職員の下立いと協力の下で、市の公文書保管倉庫内で発見した。
- 10) 都市計画防火地域の指定経過は、名古屋市計画局・財団法人名古屋都市センター編『名古屋都市計画史』財団法人名古屋都市センター、1999年による。防火建築帯の指定経過は、前掲 8) p79 による。
- 11) 名古屋市耐火建築促進条例第 9 条

- 12) 名古屋市耐火建築促進条例施行細則第1条
- 13) 前掲7)に同じ
- 14) 図3-1, 図3-2は表2のデータより作成
- 15) 総務省統計局による物価指数の推移(全国)・持家の帰属家賃を除く総合(年平均)によれば,平成21年(2009)の物価指数は昭和30年(1955)の5.68倍である。